

中小企業者の判定等フロー

令和7年10月 国税庁

(法人番号：7000012050002)

活用に当たっての留意事項・目次

- 資本金の額が1億円以下の普通法人などは、中小企業向けの各措置（法人税の軽減税率の特例措置や支出した交際費等の額のうち一定の金額を損金の額に算入することができる特例措置等）を適用することができます。
- この中小企業者の判定等フローは、中小企業向けの各措置の適用が可能な法人であるかどうかの判定をフロー図等で示したものですので、法人税等の申告に当たって参考としてください。
- この中小企業者の判定等フローは、グループ通算制度適用法人を対象としていないため、グループ通算制度適用法人については、国税庁ホームページ「[法人税等各種別表等（通算法人用各種中小判定フロー）](#)」を併せてご参照ください。

【法人税等各種別表等（通算法人用各種中小判定フロー）】



【略語】

- ・ 法……………法人税法（昭40法律第34号）
- ・ 令……………法人税法施行令（昭40政令第97号）
- ・ 措置法……………租税特別措置法（昭32法律第26号）
- ・ 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）

【目次】

1	別表一における中小法人の判定……………	1
2	別表二及び三（一）における特定同族会社の判定……………	2
3	別表七（一）における中小法人等の判定……………	3
4	別表十一（一）及び（一の二）における中小企業者等の判定……………	4
5	別表十五における中小法人等の判定……………	5
6	中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定……………	6
7	中小企業向けの租税特別措置の一覧……………	7
8	適用除外事業者……………	8
9	適用除外事業者の判定表……………	9
10	特定税額控除制度の不適用措置における中小企業者の判定……………	10

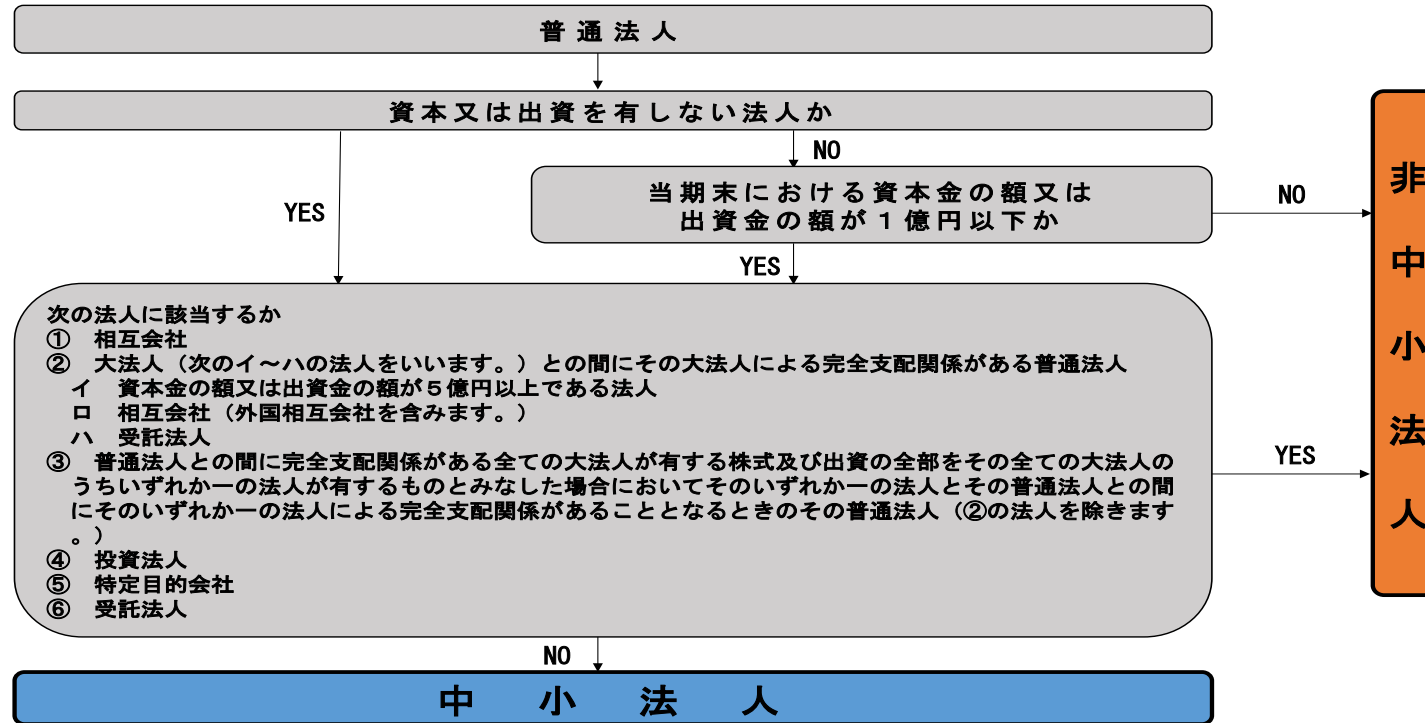
1 別表一における中小法人の判定

(1) 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、中小法人等(一定の普通法人(中小法人)、一般社団法人等(一定の特定労働者協同組合^(※1)を除きます。)、人格のない社団等、公益法人等(一般社団法人等を除きます。))又は協同組合等)に対しては、軽減税率が適用されます(法66②③⑤)。

(※1) 特定労働者協同組合のうち当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるものは、法人税率の軽減措置は適用できません。

⇒ 普通法人のうち軽減税率が適用される中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(2) 軽減税率の特例措置

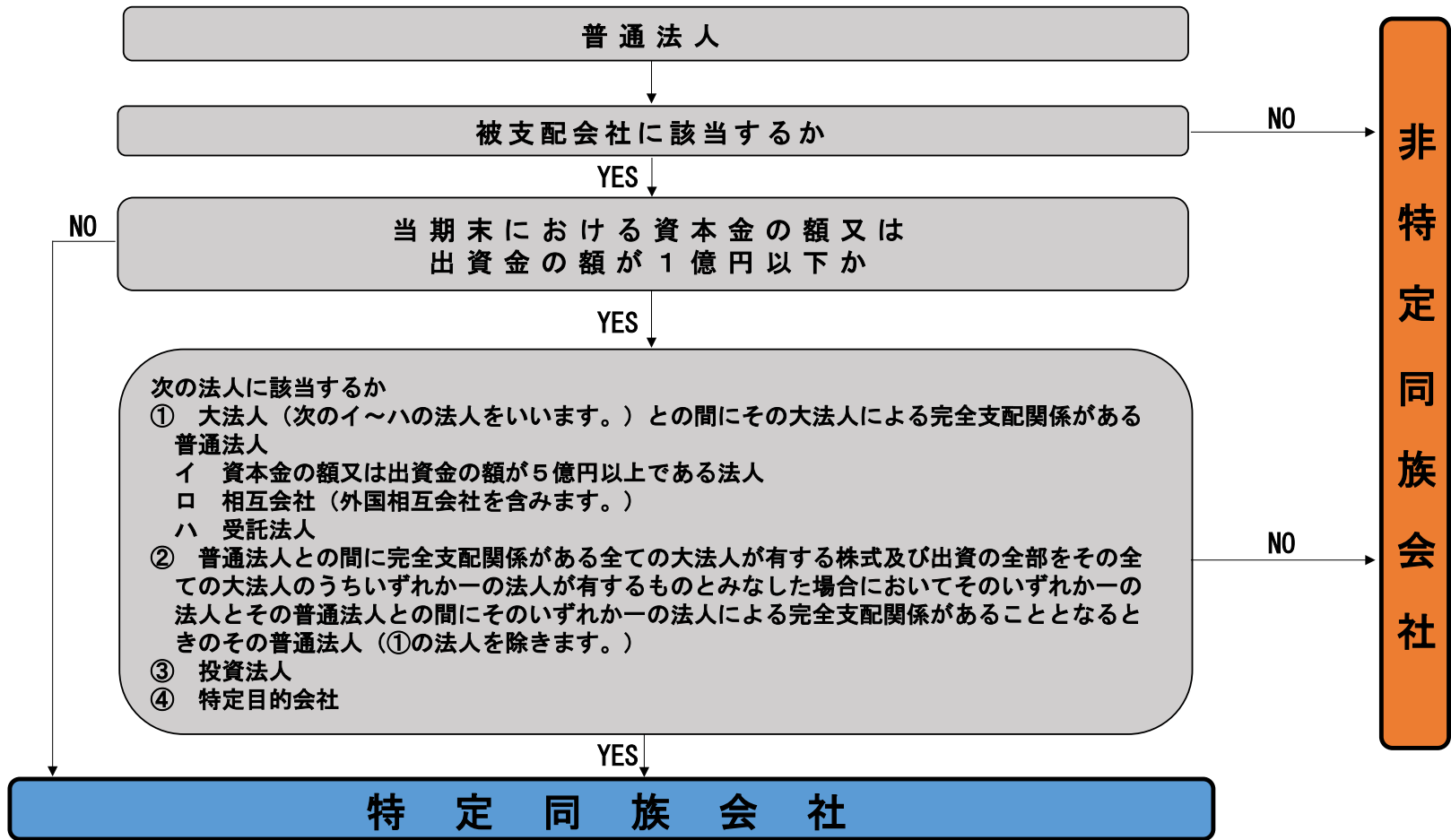
中小法人等に対しては軽減税率の特例措置(所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%又は17%^(※2))が適用されます。

ただし、適用除外事業者に該当する場合には、軽減税率の特例措置は適用されません(措置法42の3の2)。適用除外事業者については、8ページをご参照ください。

(※2) 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は17%となります。

2 別表二及び三(一)における特定同族会社の判定

⇒ 特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます(法67①②)。

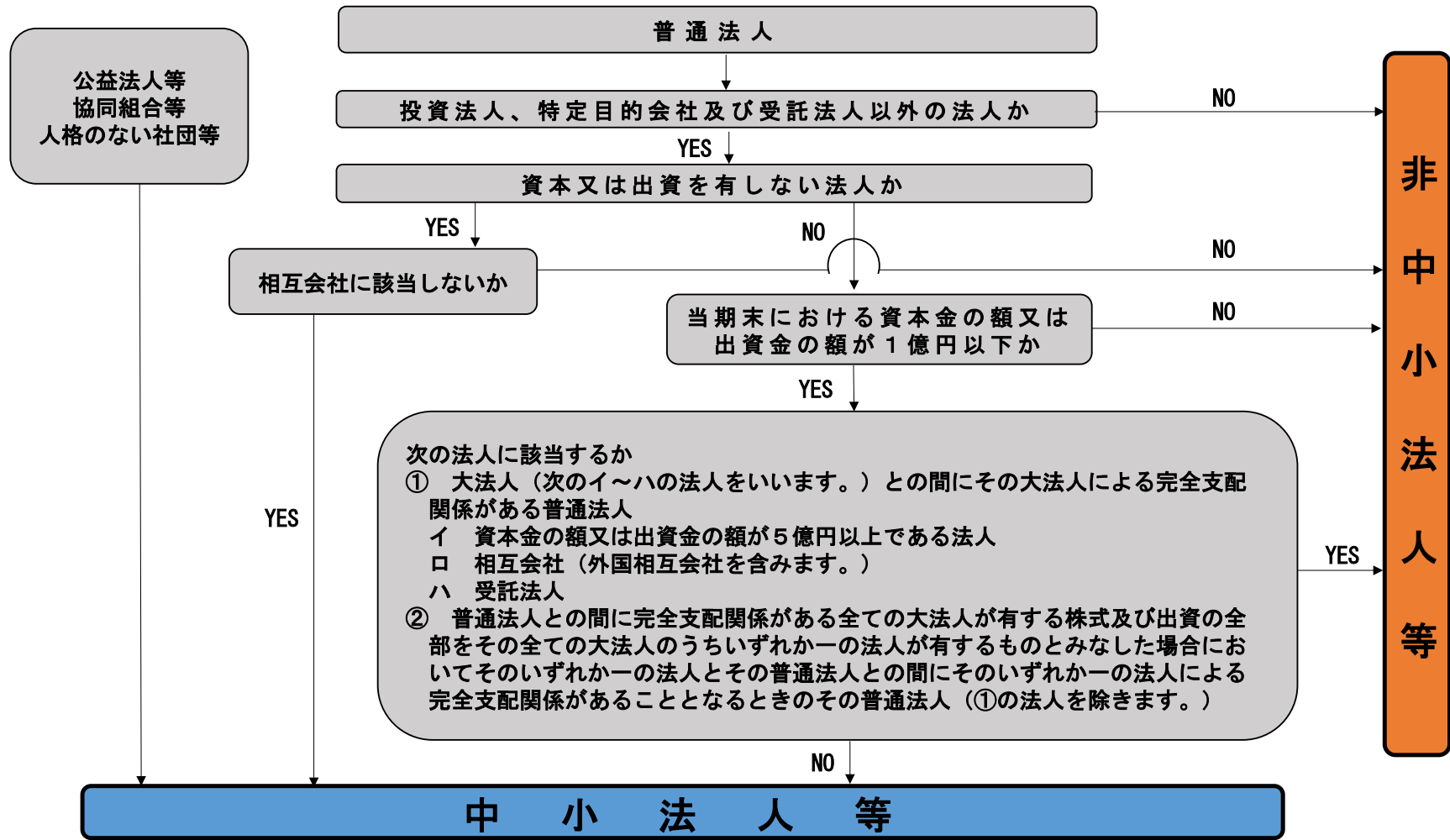


(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。
2 被支配会社とは、会社(投資法人を含みます。)の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。)の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます(法67②、令139の7)。
なお、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定しても被支配会社に該当するものをいいます(法67①)。

3 別表七(一)における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります(法57⑪)。

⇒ 中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



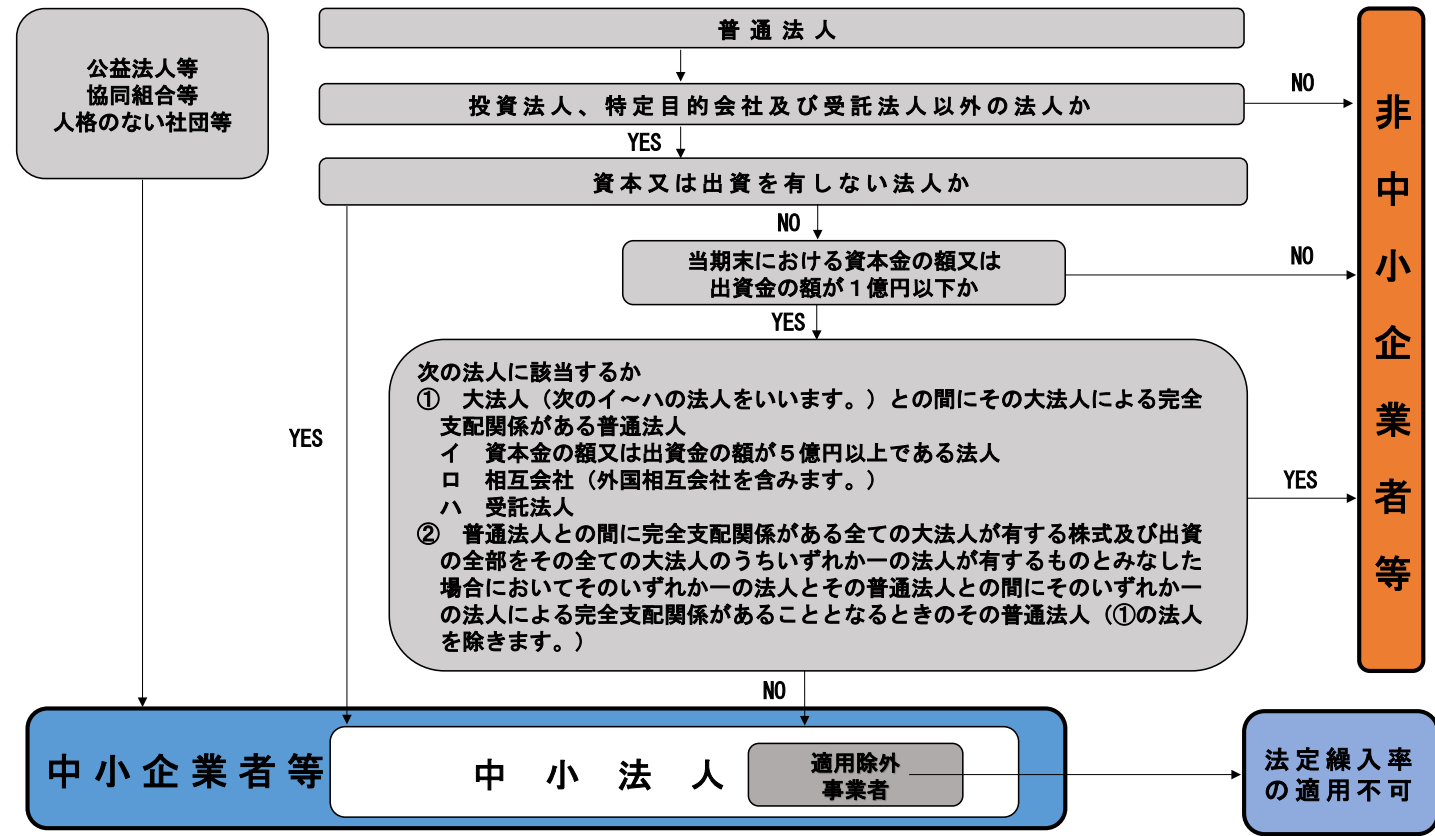
(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。
2 一定の要件を満たす投資法人及び一定の要件を満たす特定目的会社については、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります(法57⑪、措置法67の14①②、67の15①②)。

4 別表十一(一)及び(一の二)における中小企業者等の判定

(1) 貸倒引当金の損金算入

中小企業者等、銀行、保険会社を含む一定の金融業を営む法人等は、一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます(法52①②)。

⇒ 中小企業者等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 公益法人等、協同組合等、人格のない社団等については、適用除外事業者の判定は必要ありません。

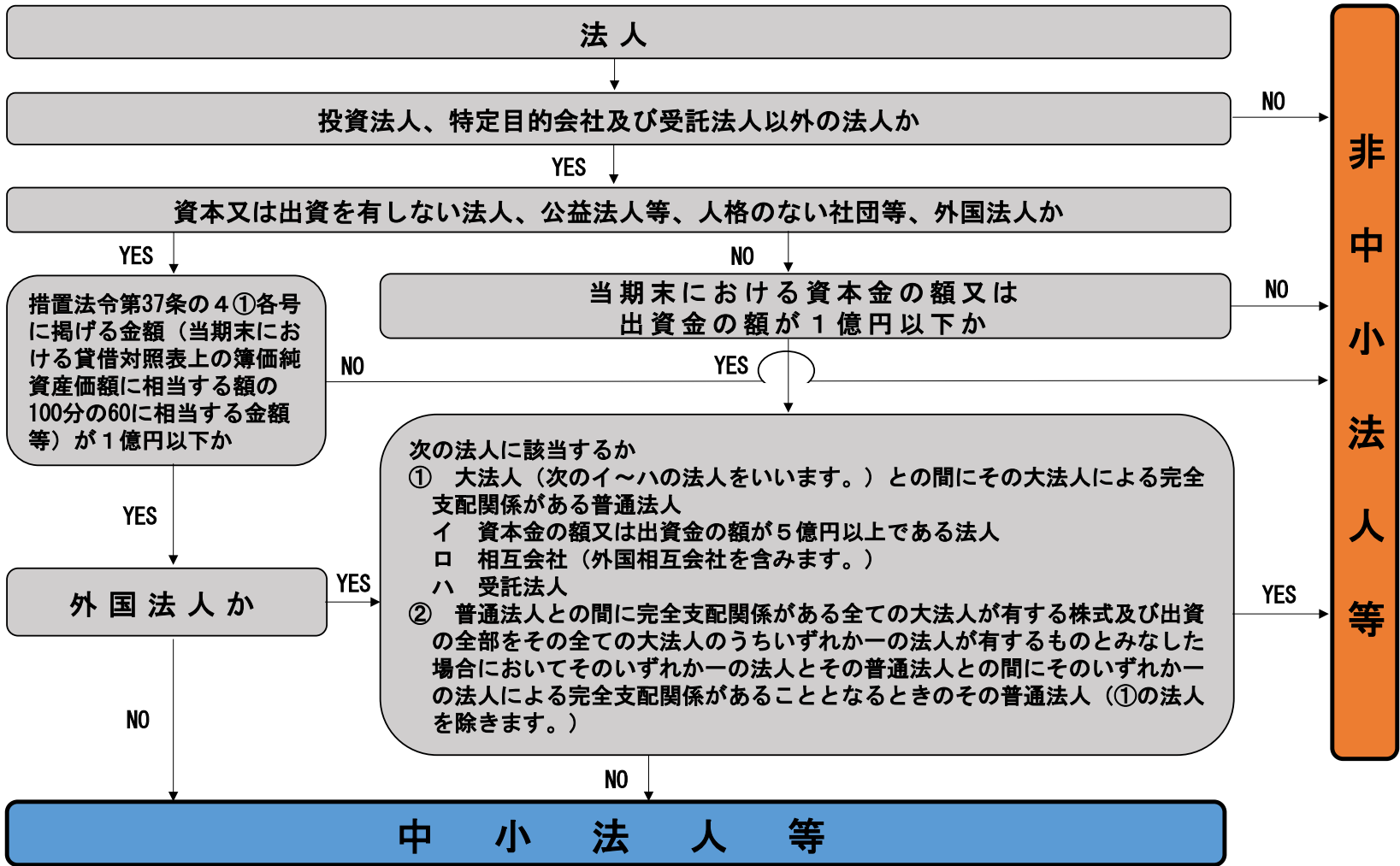
(2) 法定繰入率を適用することができる場合

中小企業者等(相互会社及び外国相互会社を除きます。)に該当する場合には、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます(措置法57の9、措置法令33の7④)。ただし、中小法人にあっては、適用除外事業者に該当する場合には、法定繰入率を適用することができません。適用除外事業者については、8ページをご参照ください。

5 別表十五における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます(措置法61の4②)。

⇒ 中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

6 中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除」(別表六(十))などのように中小企業者等のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられている租税特別措置があります(上記1・4を除きます。)。

⇒ このいわゆる中小企業向けの租税特別措置の中小企業者に該当するかどうかは、次により判定することができます。

中 小 企 業 者 の 判 定 表										
発行済株式又は出資の総数又は総額		a		大株 規 式 模 法 数 人 等 の 保 有 明 す る 細	順位	大規模法人名		株式数又は 出資金の額		
aのうちその有する自己の 株式又は出資の総数又は総額		b			1		i			
差 引 (a) — (b)		c					j			
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数		d	人				k			
大数 規 模 の 法 人 の 保 有 株 式 合	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (i)	e					l			
	保 有 割 合 (e) / (c)	f	%				m			
	大 規 模 法 人 の 保 有 す る 株 式 数 等 の 計 (o)	g					n			
	保 有 割 合 (g) / (c)	h	%		計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)		o			
判定	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 が 1 億 円 以 下 の 法 人		「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合					⇒「中小企業者」 非該当		
	資 本 又 は 出 資 を 有 し な い 法 人		「d」が1,000人を超える場合							

- (注) 1 適用除外事業者には該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんのでご注意ください。適用除外事業者については、8ページをご参照ください。
- 2 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人が令和7年4月1日以後に中小企業投資促進税制又は中小企業経営強化税制の対象資産の取得等をし、その制度の適用を受けようとする場合、上記の表中の「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上であっても、その法人が農地法第2条第3項《定義》に規定する農地適格所有法人であり、かつ、その発行済株式等の1/2超が農林漁業法人等投資円滑化法の一定の承認会社の所有に属しているときは、中小企業者に該当することとなります(適用除外事業者には該当する場合を除きます。)。

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ~ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(※)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(※) 大規模法人とは、次の①～③の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- ③ 次のイ又はロの法人
 - イ 大法人(次の(i)～(h)の法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - (i) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - (ii) 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
 - (iii) 受託法人
 - ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人(イの法人を除きます。)

7 中小企業向け租税特別措置の一覧

中小企業向けの租税特別措置や一定の取扱いが設けられている租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六(十)	中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六(十二)	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
④	六(二十)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六(二十二)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑥	六(二十三)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑦	六(二十四)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑧	六(二十六)	情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	十二(二)	中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書
⑩	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

(注) 1 上記のほか、被災代替資産等の特別償却（措置法43の2）や特定事業継続力強化設備等の特別償却（措置法44の2）など、特別償却のみの制度にも中小企業向けの租税特別措置があります。

2 特別償却等の適用を受ける場合には、該当の別表十六に「特別償却の付表」を添付してください。

3 上記別表及び特別償却の付表は、国税庁ホームページ

[「令和7年4月以降に提供した法人税等各種別表関係\(令和7年4月1日以後終了事業年度等分\)」](#)に掲載しています。

【法人税等各別表関係】



(注) 適用除外事業者該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんのでご注意ください。適用除外事業者については、8ページをご参照ください。

8 適用除外事業者

適用除外事業者とは、中小企業向け租税特別措置の適用を受けようとする法人(以下「判定法人」といいます。)のその事業年度(以下「判定対象年度」といいます。)開始の日前3年以内に終了した各事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(次の①～⑤の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます(措置法42の4^⑱八、措置法令27の4^⑱～^㉓)。

したがって、次の①～⑤の事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

① 判定法人の判定対象年度に係る各基準年度を還付所得事業年度とする欠損金の繰戻し還付の適用があったこと【措置法令27の4^⑱三】

② 判定法人が特定合併等^(※)に係る合併法人等に該当すること【措置法令27の4^⑱四】

(※) 特定合併等とは、合併等(合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継)のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日(以下「基準日」といいます。)から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます(措置法令27の4^㉑一)。

③ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は人格のない社団等に該当していたこと【措置法令27の4^⑱五】

④ 判定法人が外国法人であること【措置法令27の4^⑱六】

⑤ 判定法人が基準日から判定対象事業年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと【令和2年6月改正前の措置法令27の4^⑬四】

⇒ 適用除外事業者に該当するかどうかは、9ページの「適用除外事業者の判定表」により判定することができます。

9 適用除外事業者の判定表

適用除外事業者の判定表				
設立の日の翌日以後3年を経過していない場合				非該当
調整計算の要否		不要 ・ 要 〔措置法令第27条の4第18項第()号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号〕		
事業年度		各基準年度の所得金額 (別表「1」等) (マイナスの場合は0)	(1)に対する法人税の額に係る欠損金の繰戻し 還付の金額の計算の基礎となった欠損金相当額	各基準年度の月数
		1	2	3
基準 年度	: :	円	円	月
	: :			
	: :			
	: :			
	: :			
	: :			
計				
基準年度の平均所得金額 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 12		4	円	
調整 計算が「要」 である 場合	(1の計) - (2の計) ((3の計) > 36の場合には、 (((1の計) - (2の計)) / (3の計)) × 36の金額)	5		
	合併等調整額	6		
	加算対象連結所得金額	7		
	計 (5) + (6) + (7)	8		
	平均所得金額 (8) / 3	9		
適用除外事業者の判定 ((4) 又は (9) > 15億円は該当)		10	該当 ・ 非該当	

(1) 設立の日^(※)の翌日以後3年を経過していない場合には、原則的には適用除外事業者に該当しません。

(※) 設立の日は、措置法令第27条の4第18項第1号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する判定法人が、収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等である場合には、その普通法人又は協同組合等に該当することとなった日となるなど、一定の事由に該当する場合には、一定の調整が必要となりますのでご注意ください。

(2) 8ページの②～④の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の4第18項第()号又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号）」欄に該当する号(8ページの②～④の【 】の号をいい、複数の号に該当する場合には全ての号)を記載し、令和2年6月改正前の措置法令(以下「令和2年旧措置法令」といいます。)第27条の4第22項第4号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》(8ページの⑤)に該当しない場合には、「又は令和2年旧措置法令第27条の4第22項第4号」を二重線で抹消します。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額(「5」から「9」までの各欄)により適用除外事業者の判定を行うこととなりますのでご注意ください。

(3) 「合併等調整額6」には、措置法令第27条の4第19項第3号から第5号まで《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する合併等調整額を記載します。

(4) 「加算対象連結所得金額7」には、令和2年旧措置法令第27条の4第23項第4号ロに掲げる金額(「6」欄の金額の計算の基礎とされた金額を除きます。)を記載します。

10 特定税額控除制度の不適用措置における中小企業者の判定

特定税額控除制度(次に掲げる制度をいいます。)の不適用措置(措法42の13⑤)では、その措置の対象となる法人から中小企業者(適用除外事業者に該当するものは除きます。)が除かれています。が、中小企業者に該当するかの判定に当たっては、中小企業向けの租税特別措置の中小企業者の判定と同様に判定することができます(中小企業者の判定については、6ページをご参照ください。)

No.	別表番号	別表名
①	六(九)	一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六(十二)	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六(十九)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
④	六(二十六)	情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

(注) 適用除外事業者については、8ページをご参照ください。